

児童発達支援等の利用者負担の改正のご案内

就学前の障害児等を支援するため、
令和元年10月1日から、3歳から5歳までの就学前の子ども
の下記のサービスの利用者負担が無償化されます。

無償化対象のサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 保育所等訪問支援

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。


対象となる子ども

☆ 満3歳になって初めての4月1日から3年間 ☆

(具体的な対象者の例)

利用時期	対象者
2019年10月1日～2020年3月31日	2019年4月1日時点で3歳～5歳の子ども
2020年4月1日～2021年3月31日	2020年4月1日時点で3歳～5歳の子ども

対象となる子どもの令和元年10月1日利用分から、
上記サービスの利用者負担が無償化されます。

所得区分	負担上限月額 令和元年9月まで		負担額 令和元年10月から
生活保護・低所得	0円		無償化
一般1	4,600円		無償化
一般2	37,200円		無償化

- 無償化にあたり、手続きの必要はございません。
- お持ちの受給者証は、令和元年9月以前の負担上限月額が記載されておりますが、2019年10月以降も有効期限まで引き続きお使いになれます。
- ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先

東京都北区健康福祉部障害福祉課 王子障害相談係 TEL:03-3908-1358
赤羽障害相談係 TEL:03-3903-4161
滝野川地域障害者相談支援センター TEL:03-4334-6548